

別表第八号（第8条第1項関係）

表示は、第5条第1項の規定により通知された登録番号（R及び6桁の数字）を枠で囲み、「登録修理」の文字に続けて付加したものとする。

登録修理

R××××××

- 注1 文字の大きさは、高さ3ミリメートル以上であること。
- 2 材料は、容易に損傷しないものであること。
- 3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。